

戸田市の教育における  
生成 AI の利用に関するガイドライン  
(Ver. 2.0)

戸田市教育委員会  
令和 8 年 1 0 月

# 目 次

|   |                                       |    |
|---|---------------------------------------|----|
| 1 | ガイドライン改訂の背景と趣旨 .....                  | 1  |
| 2 | 戸田市の教育における生成 AI の利用に係る基本的な方針の整理 ..... | 3  |
| 3 | 本市の教育における生成 AI の利用について .....          | 6  |
|   | （1）生成 AI の分類について .....                | 6  |
|   | （2）対象とする生成 AI サービス .....              | 6  |
|   | （3）教職員による利用（校務・授業準備等） .....           | 8  |
|   | ① 推奨される適切な利用例 .....                   | 8  |
|   | ② 禁止・不適切と考えられる利用例 .....               | 8  |
|   | ③ 児童生徒に生成 AI を利用させる際の指導上の留意点 .....    | 9  |
|   | （4）児童生徒による利用（学習活動） .....              | 9  |
|   | ① 児童生徒による生成 AI サービスの利用基準 .....        | 10 |
|   | ② 推奨される適切な利用例 .....                   | 11 |
|   | ③ 禁止・不適切と考えられる利用例 .....               | 12 |
|   | ④ 学習評価における留意点 .....                   | 12 |
|   | ⑤ 特別な支援を必要とする児童生徒等への利用 .....          | 13 |
|   | （5）事前学習 .....                         | 13 |
|   | （6）家庭・保護者との連携と見守り .....               | 13 |
|   | ① 学校と家庭の役割分担とルールの共有 .....             | 13 |
|   | ② 教師が課す課題における家庭での見守りへの支援 .....        | 14 |
|   | ③ 私生活における適切な利用の促進と安全確保 .....          | 14 |
|   | ④ トラブル発生時の対応と関係機関との連携 .....           | 15 |
| 4 | 生成 AI の利用に当たっての注意事項 .....             | 16 |
|   | （1）安全性及び法令遵守を踏まえた適正利用 .....           | 16 |
|   | （2）情報セキュリティの確保と機密情報の適切な管理 .....       | 16 |
|   | （3）個人情報、プライバシー及び知的財産権等の保護 .....       | 17 |
|   | （4）公平性及び信頼性の確保 .....                  | 17 |
|   | （5）透明性の確保及び関係者への説明責任 .....            | 18 |

# 1 ガイドライン改訂の背景と趣旨

ChatGPT や Copilot、Gemini 等の生成 AI は、大規模言語モデルに基づき、利用者からの問いに対して膨大なデータから学習した知見をもとに、統計的に確からしい回答を生成することができる。近年では、文章だけでなく、画像・音声・動画等を統合的に扱う「マルチモーダル化」が進展し、あたかも人間と会話しているかのような自然で流暢な応答が可能となるなど、技術革新は日進月歩で進んでいる。

生成 AI は、指示文（プロンプト）の工夫によって利用者の意図に沿った結果を得やすくなっており、教育分野においても、校務から学習活動に至るまで様々な場面で活用することで、教育の質の向上につながる可能性を有している。

一方で、生成 AI は回答内容の意味を理解しているわけではないため、もっともらしい誤情報（ハルシネーション<sup>1</sup>）や事実と異なる内容を出力するリスクがあることが知られている。また、正確性に関するリスクに加え、情報漏えい、著作権侵害、学習データに含まれる偏見（バイアス）による不公平な出力などのリスクも存在することから、これらの特性や課題を十分に理解し、適切な対策を講じた上で利用する必要がある。生成 AI と人間との大きな違いは、AI には「記号接地（シンボルグラウンディング）」がなされておらず、現実世界との意味的な結び付きがない点にある。そのため、生成 AI が示した結果については、最終的に人間が判断し、その結果に責任を持たなければならない。さらに、生成 AI の機能は日常的に利用する様々なサービスに組み込まれ、利用者が意識しない形で活用されることも一般的になりつつある。このような状況の中、情報の真偽を見極めるファクトチェックの習慣を含め、子供たちに AI 時代に必要な資質・能力を育成することが急務となっている。

戸田市教育委員会では、令和 5 年 9 月に「戸田市の教育における生成 AI の利用に関するガイドライン」を策定し、学校現場における生成 AI の具体的な活用方法等を示しながら、主として教職員による学習指導及び校務利用を前提とした様々な取組を進めてきた。

生成 AI の利用に伴うリスク等を踏まえ、これまで本市では教職員による利用を中心として運用してきた。しかしながら、令和 5 年 9 月以降、教職員が生成 AI を活用する中で一定の知見や経験が蓄積されたことに加え、本市が学習基盤として活用している教育機関向けの Google Workspace の管理下にあるアカウントにおいては、年齢制限なく利用できる環境が整備された。また、今後も生成 AI が日常生活や社会に一層浸透していくことが見込まれる中、児童生徒に対して「危険だから使わせない」という管理的な側面のみを強調することは、学校教育が社会の変化から取り残されるだけでなく、これからの時代を担う子供たちに必要な資質・能力を育成する機会を失わせることにもつながりかね

---

<sup>1</sup> 生成 AI が、事実とは異なる内容や実際には存在しない情報を、もっともらしく生成する現象。

ない。今後の教育活動においては、リスクを適切に管理しながら安全な利用環境を整備し、生成 AI を積極的に活用して理解を深めることで、より高度な学びへとつなげていくことが重要であると考える。

生成 AI の教育利用に関しては、本市ガイドライン策定の基礎とした令和 5 年 7 月の「初等中等教育段階における生成 AI の利用に関する暫定的なガイドライン」を文部科学省が公表しており、その後、技術の進展や学校現場における実践の蓄積を踏まえ、令和 6 年 12 月には改訂版である「Ver. 2.0」が示されている。

本ガイドラインは、こうした生成 AI を取り巻く技術の進展、利用環境の変化、国の動向等を踏まえ、「人間中心の AI 利活用」の原則のもと、変化の激しい時代においても柔軟に対応した教育活動が実現できるよう改訂したものである。

なお、本ガイドラインは、戸田市立小・中学校における生成 AI の利用を一律に義務付けるものでも、全面的に禁止するものでもない。生成 AI の利用は、各学校の教育目標や実情に応じて適切に行われるべきであることを前提としながら、生成 AI を効果的かつ安全に活用するための市内で共有する基本的な考え方と、次期学習指導要領において求められる情報教育の文脈から必要となる学びの在り方を示すものであり、既に学校外において、低・中学年を含む児童生徒が生成 AI に触れている実態<sup>2</sup>や生成 AI を巡る状況の目まぐるしい変化から、本ガイドラインは引き続き試行的な位置づけを維持しつつ、生成 AI の進歩や学校現場の知見、課題を踏まえ、必要な見直しを行うことを前提に運用するものである。

---

<sup>2</sup> 総務省が 2026 年 4 月に公表した「青少年のネット・リテラシー指標調査」では、小学生（4～6 年生）の 75.8%、中学生の 84.1%が、調べ物や文章作成等に生成 AI を使用していることが示されている。

## 2 戸田市の教育における生成AIの利用に係る基本的な方針の整理

戸田市教育委員会では、令和5年6月に「生成AIの学校現場での利用に向けた今後の対応について（通知）」を発出し、各学校における生成AIの取扱いに関する基本的な方針及び留意事項を示してきた。

本ガイドラインは、これまで示してきた生成AIの利用に関する基本的な考え方や留意事項を踏まえつつ、教職員のリテラシー向上、社会全体における生成AIの普及と認知の拡大、生成AIを取り巻く技術の進展並びに利用環境や制度の変化等を勘案し、本市における生成AIの教育利用の基本的な考え方及び方針について、以下のとおり整理する。

### 【生成AIの活用を通して目指すこと】

- 本市においては、従来より「AIでは代替できない能力」と「AIを活用できる能力」の育成を目指している。
- これは、生成AIが知的活動の一部を担うことが可能となる時代においても、
  - ・ 児童生徒が知識や技能を身に付け、自ら考え、判断し、他者と対話し、責任をもって意思決定する力
  - ・ 生成AIを適切に活用して思考・探究・創造を強化・拡張する力を一体的に育成することであり、端的には「自分の考えを深め、自分の言葉で伝える力」の育成を目指すことである。生成AIは、こうした学びを支え、考えを広げ、問い直し、深めるための手段の一つとして位置付ける。

### 【生成AIの利用に係る基本的な方針】

#### ① 基本的な考え方

- ・ 生成AIの利用に際しては、「正しく恐れ、前向きに活用する」姿勢を基本とし、その利便性とリスクの双方を理解した上で適切に活用する。
- ・ 生成AIは、教育活動をよりよくするための手段の一つとして活用し、利用すること自体を目的としない。

#### ② 学習活動における利用

- ・ 生成AIの利用は、主体的・対話的で深い学びの実現に資するものであることが重要であり、これまでどおり、教科等の本質を追究する教師の深い教材研究に基づいた授業づくりを前提とする。
- ・ 生成AIから答えを受け取ることに留まり、児童生徒が思考・判断することのない学びを助長する利用は行わない。
- ・ 生成AIは、「考え、問い、比べ、確かめ、決め、表す」学びを支える手段の一つとして位置付ける。

- 。 児童生徒が、まず自分なりの考えをもち、何を明らかにするかという問いと、何のために生成 AI を使うかという目的を明確にする。
  - 。 自分の考えを他者の考えや資料、生成 AI が示す情報等と比べ、事実や根拠、出典を確かめる。
  - 。 何を取り入れ、どのように修正するかを児童生徒自身が根拠をもって判断し、その理由や根拠とともに、最終的な自分の考えを自分の言葉で表現する。
- ・ 児童生徒の「情報活用能力」及び「デジタル・シティズンシップ」の育成の観点から、生成 AI そのものについて学ぶ学習活動と、各教科等における生成 AI を活用した学習活動の充実を図る。
- ・ 教職員は、学習目標に応じて、生成 AI を活用して思考や探究を広げ、深める場面と、生成 AI に頼らず、自ら考え、書く・話すなどによって考えを外化する場面を意図的に設定する。
- ・ 全学年で生成 AI について学ぶ事前学習を行い、教師による提示を通して、その特徴、利便性、限界及び問題点について理解を深める。
- ・ 児童生徒が生成 AI 専用サービスを個別・直接に利用することは、原則として小学校第 5 学年以上とする。一方、生成 AI 機能搭載型サービスは、表 2 に定める範囲で全学年が利用できるものとする。
- ・ 利用に当たっては、学習目標、発達段階、学習状況及び生成 AI 活用への習熟等を踏まえ、教師が適切な利用方法を判断する。

### ③ 教職員による利用

- ・ 教職員は率先して生成 AI を活用し、授業や校務における効果的な活用方法を主体的に検討するとともに、児童生徒の適切な活用を支援する。
- ・ 教職員は、生成 AI の出力のみに依存せず、その内容の正確性や妥当性を自ら確認し、専門性や経験に基づいて判断・修正する。特に、児童生徒への指導や学習評価など、教職員の専門的な判断が求められる場面では、生成 AI に判断を委ねることなく、最終的な判断及びその責任を教職員自身が担う。

### ④ 利用環境・学校としての運用

- ・ 本市においては、教育委員会が利用を認めたアプリケーション及びサービスを対象とし、教職員及び児童生徒は、それぞれ定められた利用方法及び利用ルールに従って活用する。
- ・ 利用の開始にあたっては、各学校において、利用目的、場面、方法、ルール等について校内で協議し、教職員間で共通理解を図った上で開始する。また、学校の方針を児童生徒及び保護者に示す。
- ・ 児童生徒による生成 AI の利用は、年齢や発達段階に応じた適切な指導及び支

援のもと、安全性が確保された教育環境において実施する。

#### 【生成 AI の利用に係る留意事項】

- 生成 AI が生成する情報には、誤情報（ハルシネーション）や不正確な内容が含まれる可能性があり、必ずしも正しいとは限らないことを教職員及び児童生徒が十分に理解すること。その上で、複数の情報源による確認や根拠の検証を行うなど、メディアリテラシー及び情報活用能力の育成につながる活用を図ること。
- 情報漏えいやプライバシー侵害のリスクがあることから、氏名、住所、成績、健康情報等の個人情報及び機密性の高い情報は入力しないこと。また、児童生徒が利用する際には、教職員が適切に指導及び確認を行うこと。
- 生成 AI が出力する内容には、有害又は不適切な情報が含まれる可能性があるほか、著作権その他の権利を侵害するおそれがあることに留意すること。教職員は、教育活動で活用又は児童生徒に提示する場合には、その内容の妥当性、適切性及び権利関係について十分に確認すること。

### 3 本市の教育における生成 AI の利用について

本市における生成 AI の利用については、対象とするサービスを明確にした上で、教職員による校務・授業準備等の業務及び児童生徒による学習活動それぞれにおける利用場面や留意事項を、以下のとおり定める。

#### (1) 生成 AI の分類について

本ガイドラインでは、「生成 AI」を一律に捉えるのではなく、その利用形態の違いを踏まえて整理する。近年では、利用者がプロンプトを入力して生成 AI から直接回答を得るサービスに加え、教育支援アプリケーションやブラウザ、検索サービス等に生成 AI 機能が組み込まれ、利用者が生成 AI を意識することなく当該機能を利用する場面も増えている。このため、本ガイドラインでは、生成 AI を利用形態の観点から次の 2 つに分類する。

| ① 生成 AI 専用サービス                                                                                                       | ② 生成 AI 機能搭載型サービス                                                                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Gemini や Gemini Notebook など、利用者がプロンプト（指示文）を入力し、生成 AI が応答やコンテンツの生成を行うサービスを指す。利用者は、生成 AI を利用していることを明確に認識した上で活用することとなる。 | Canva やジャストスマイル等の学習支援ツール、Chrome ブラウザの検索サービス等、本来の機能やサービスに加えて生成 AI 機能が組み込まれているサービスを指す。利用者は、必ずしも生成 AI を利用していることを意識することなく、その支援機能を活用する場合がある。 |

なお、生成 AI の活用に当たっては、サービスの分類にかかわらず、個人情報の適切な取扱い、著作権への配慮、生成内容の真偽確認（ファクトチェック）等、本ガイドラインに定める事項を遵守するものとする。

#### (2) 対象とする生成 AI サービス

- 本市の教育活動において利用する生成 AI は、入力内容が AI の学習に利用されない設定など、安全性を戸田市教育委員会が確認した教育機関向けサービスに限定し、戸田市教育委員会が管理する教育機関向けアカウント<sup>3</sup>を用いるものとする。なお、個人アカウント<sup>4</sup>を用いた業務利用は禁止する。

<sup>3</sup> 戸田市立小・中学校において利用する「@toda-ed.jp」のドメインによるアカウントのこと

<sup>4</sup> 教育機関向けアカウント以外の「@gmail.com」「@outlook.jp」「@icloud.com」などのアカウントのこと

- ・ 教職員が校務及び学習指導等で利用できる生成 AI サービスは、表 1 のとおりとする。
- ・ 児童生徒が学校の教育活動で利用できる生成 AI サービスは、年齢や発達段階を踏まえ、表 2 のとおりとする。
- ・ 教育委員会が利用を認める生成 AI サービスについては、サービスの機能や利便性だけでなく、次の事項を総合的に確認するものとする。
- ・ 入力した情報及び生成された内容が、生成 AI モデルの学習又はサービス改善のために利用されないこと。
- ・ 通信経路の暗号化等、必要な情報セキュリティが確保されていること
- ・ 入力情報及び生成内容の保存範囲、保存期間、利用目的及び削除方法が明確であること。
- ・ 教育委員会又は学校の管理者が、利用者、利用機能及びアカウントを適切に管理できること。
- ・ 年齢制限、保護者同意その他の利用条件が、本市における利用方法に適合していること。
- ・ 利用規約、プライバシーポリシー、知的財産権その他のデータの取扱いに関する条件を確認できること。
- ・ また、教育委員会は、利用規約、機能、データの取扱いその他の条件の変更を踏まえ、利用可能な生成 AI サービスを定期的に見直し、必要に応じて利用の制限又は停止を行うものとする。

表 1 教職員が校務及び学習指導等で利用できる生成 AI サービス

|      | 生成 AI 専用サービス                   | 生成 AI 機能搭載型サービス                                   |
|------|--------------------------------|---------------------------------------------------|
| 校務   | Gemini・Gemini Notebook・Copilot | Chrome ブラウザ・Microsoft Edge                        |
| 学習指導 | Gemini・Gemini Notebook・Copilot | Chrome ブラウザ・Microsoft Edge<br>Canva・ジャストスマイル・その他※ |

※ 教育政策室への申請に基づき利用が許可された生成 AI サービス

表 2 児童生徒が学校の教育活動で利用できる生成 AI サービス

|               | 生成 AI 専用サービス | 生成 AI 機能搭載型サービス                    |
|---------------|--------------|------------------------------------|
| 小学校第 1 ～ 4 学年 | -            | Chrome ブラウザ<br>Canva・ジャストスマイル・その他※ |

|                   | 生成 AI 専用サービス               | 生成 AI 機能搭載型サービス                    |
|-------------------|----------------------------|------------------------------------|
| 小学校第 5 学年<br>～中学校 | Gemini・<br>Gemini Notebook | Chrome ブラウザ<br>Canva・ジャストスマイル・その他※ |

※ 教育政策室への申請に基づき利用が許可された生成 AI サービス

### (3) 教職員による利用（校務・授業準備等）

教職員は、自らの生成 AI 活用に関するリテラシーの向上に努めるとともに、教育の質の向上及び働き方改革（業務効率化）の観点から、生成 AI を積極的に利活用することが推奨される。

一方で、生成 AI の利用の有無にかかわらず、校務において作成する文書等の信頼性や説明責任は作成者本人に帰属する。そのため、生成 AI が生成した内容については、必ず事実確認や内容の吟味を行い、その妥当性を確認した上で活用することが必要である。

#### ① 推奨される適切な利用例

- ・ 授業で使用する教材、ワークシート、確認テスト等のたたき台の作成
- ・ 児童生徒の思考を深めるための発問に対する回答シミュレーション
- ・ 学年だより、保健だより、保護者向け案内文等のたたき台の作成
- ・ 校内研修資料の作成支援、アンケート結果の整理、議事録案の作成
- ・ 授業後、児童生徒の個人情報を含まない形で授業の経過や教師自身の振り返りを  
入力し、授業改善の観点や次時の手立てを複数得て検討する
- ・ 法令、通知、研究資料等の公開情報について、複数資料の共通点・相違点や検討  
課題を整理する補助として活用する

#### ② 禁止・不適切と考えられる利用例

- ・ 児童生徒の成績情報などの重要性の高い情報や、個人情報、プライバシーに関わ  
る機密情報をプロンプトに入力して業務を扱う
- ・ 教育情報セキュリティ管理者の許可を得ていない私用アカウントを用いて業務を  
行うことや、反対に教育用アカウントを私的な用途で利用する
- ・ 教師が正確な知識に基づいてコメントや評価を行うべき場面において、教師自身  
が判断することなく、生成 AI からの出力のみに頼って児童生徒の学習評価を行う
- ・ 教師が専門性を発揮し、児童生徒との人間的な触れ合いの中で行うべき教育指導  
を実施せずに、児童生徒の相談相手を生成 AI のみに任せてしまう
- ・ 生成 AI が作成した教材、通知文、回答文等について、事実、根拠、日付、表現等  
を確認せず、そのまま児童生徒、保護者その他の関係者へ提示又は送信する
- ・ 教科書、市販教材、児童生徒の作品、未公表の試験問題等を、著作権その他の権

利や情報管理上の取扱いを確認せずに入力し、教材や問題の作成等に利用する

### ③ 児童生徒に生成 AI を利用させる際の指導上の留意点

- ・ 生成 AI の利用が学習目標の達成に有効かを検討し、利用目的、利用する場面及び利用しない場면을児童生徒に明確に示す。生成 AI を使うこと自体を学習の目的としない。
- ・ 生成 AI が生成した情報を鵜呑みにすることなく、教科書、資料集、書籍、公的機関が提供する資料等を活用して事実確認を行う習慣を身に付けさせる。
- ・ 課題やレポート等の作成において生成 AI を利用した場合は、生成 AI を利用した箇所や活用方法を明確にするとともに、生成 AI の出力を基に自らどのような検討・修正を行ったかを説明できるよう指導する。
- ・ 生成 AI によって、児童生徒が本来行うべき思考、判断、表現等の学習過程を安易に省略させない。生成 AI に認知活動を過度に委ねることで、児童生徒自身による意図的な認知的努力が行われなくなる「認知的オフロード<sup>5</sup>の過度化」に留意し、学習目標に応じて生成 AI を利用しない学習活動を適切に設定する。

### ④ 学習評価における留意点

- ・ 生成 AI を利用する学習活動を行う際には、生成された成果物のみをもって評価するのではなく、生成 AI を使う前の自分なりの考え、利用目的や問い、生成 AI への入力、生成結果との比較・検証、取捨選択や修正の理由、最終判断及び表現までの学習過程を通して総合的に判断する。

## (4) 児童生徒による利用（学習活動）

児童生徒の学習活動における生成 AI の利用は、「生成 AI ではなく、児童生徒自身が学びの主体である」という考え方を前提とする。生成 AI の活用に当たっては、学習指導要領に示された資質・能力の育成につながるかを十分に検討し、教育的効果が認められる場合に限り実施するものとする。また、生成 AI は単に答えを得るための手段ではなく、自らの考えを整理し、見直し、深めるための支援ツールとして活用することを基本とする。

生成 AI を活用した学習においては、「①自分なりの考えをもち、利用目的を明確にする→②目的に応じて生成 AI を利用する→③自分の考えや他の資料と比べ、確かめる→④本人が選択・修正し、最終判断する→⑤自分の考えを、自分の言葉で説明する」

---

<sup>5</sup> 記憶、情報整理、思考などの認知活動の一部を、検索や生成 AI などの外部の道具に委ねること。認知的負担を軽減できる一方、過度になると、学習に必要な自ら考え、判断するための認知的努力が行われなくなることが懸念される。

という学習過程を基本とする。AI 利用前に完成した答えを用意することを一律に求めるものではなく、児童生徒が現時点での予想や考えをもち、何を明らかにするために生成 AI を使うのかを定めることを重視する。

この学習過程は、「考えて問い、比べ、確かめ、決め、表す」を具体化したものである。ここでの「表す」とは、生成 AI の出力を単に言い換えることではない。児童生徒が、何を取り入れ、何を取り入れなかったか、どのように修正したかを自ら判断し、その理由や根拠とともに、最終的な自分の考えを自分の言葉で述べることをいう。

## ① 児童生徒による生成 AI サービスの利用基準

児童生徒が利用できる生成 AI は、表 2 に示す「生成 AI 専用サービス」及び「生成 AI 機能搭載型サービス」とする。

「生成 AI 機能搭載型サービス」については、学習支援ツールやブラウザ等の既存のサービスに生成 AI 機能が組み込まれているため、児童生徒が生成 AI を利用していることを十分に認識しないまま活用する場合がある。そのため、利用するアプリケーションやサービスに生成 AI 機能が含まれていることや、その基本的な特性について、事前に指導を行う必要がある。

一方、「生成 AI 専用サービス」については、利用者が生成 AI に直接質問や指示を入力し、その回答や生成結果を得るものであるため、生成 AI の特性や限界を十分に理解した上で利用する必要がある。特に、生成 AI が生成した情報には誤りが含まれる可能性があることや、生成された内容をそのまま用いるのではなく、自ら確認・判断することの重要性について指導する必要がある。

このため、生成 AI の利用に当たっては、全学年で事前学習を行うとともに、教師による提示を通して、その特徴や適切な利用方法について理解を深めることを基本とする。

その上で、児童生徒が利用するサービス及び利用方法については、表 2 に定める学年ごとの利用範囲を基本とし、学習目標、発達段階、学習状況及び生成 AI 活用への習熟等を踏まえて教師が判断する。

生成 AI 専用サービスについて、児童生徒自身が質問や指示を入力して利用する個別・直接利用は、原則として小学校第 5 学年以上とする。小学校第 1～4 学年では、教師が生成 AI への入力過程や生成結果を提示し、児童が観察・比較・検討する利用を基本とする。

一方、Chrome ブラウザ、Canva、ジャストスマイル等の生成 AI 機能搭載型サービスについては、表 2 に定める範囲で全学年が利用することができる。ただし、利用する機能に生成 AI が含まれていることや、その特性について、発達段階に応じて指導するものとする。

特に小学校第 1～4 学年では、観察、体験、具体物との関わり、他者との直接的な対話など、実感を伴う学びを重視する。生成 AI を利用する場合も、これらの学びを代替するのではなく、豊かにするための補助的な手段として位置付ける。

また、読み書き、意思表出、日本語指導等において生成 AI の利用が合理的配慮又は支援として必要な場合は、本人の教育的ニーズ及び学習目標を踏まえ、上記の学年基準によらず利用することができる。

表 3 事前学習を前提とした児童生徒の生成 AI 利用

| 利用の区分                | 対象             | 基本的な内容                                                                                                   |
|----------------------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事前学習                 | 全学年            | 生成 AI の基本的な仕組み、誤りや偏りを含む可能性、個人情報・著作権、情報を確かめる必要性及び最終判断を人が担うことについて、発達段階に応じて学ぶ。                              |
| 教師による提示              | 全学年            | 教師が生成 AI への入力過程や生成結果を提示し、児童生徒がその特徴、利便性、限界及び問題点について観察・比較・検討する。小学校第 1～4 学年における生成 AI 専用サービスの利用は、この方法を基本とする。 |
| 生成 AI 機能搭載型サービスの利用   | 全学年            | Chrome ブラウザ、Canva、ジャストスマイル等について、教師が学習目標や利用範囲を示した上で利用する。生成 AI 機能が含まれていることや、その特性について発達段階に応じて指導する。          |
| 生成 AI 専用サービスの個別・直接利用 | 原則、小学校第 5 学年以上 | 必要な事前学習及び教師による提示等を経た上で、教師が学習目標、利用目的及び利用範囲を明確にして利用する。生成結果を自分の考えや他の資料と比較・検証し、何を取り入れるかを自ら判断して、自分の言葉で表現する。   |

※ 読み書き、意思表出、日本語指導等において、合理的配慮又は支援技術として必要な場合は、本人の教育的ニーズ及び学習目標を踏まえ、学年基準によらず利用することができる。

## ② 推奨される適切な利用例

- ・ 調べ学習において、テーマに関するキーワードや着目すべき視点を整理する際の補助として活用する
- ・ 自分の意見に対する異なる立場や多様な見方を得ることで、多角的な視点から考察を深めるために活用する
- ・ 自ら作成した文章や発表資料について、構成や表現の分かりやすさを見直し、改善するために活用する

- ・ 英会話の練習相手や英文表現の改善支援として活用し、語学学習の充実を図る
- ・ 自分の考えや解き方を生成 AI に説明した上で、答えを直接示さず、考えを深める質問や段階的なヒントを出すよう求め、自ら考え直すために活用する
- ・ 自分が考えた解法、仮説、設計、プログラム等に対する反例や検証方法を生成 AI に挙げさせ、実際の計算、観察、実験、実行等によって確かめる

### ③ 禁止・不適切と考えられる利用例

- ・ 作文、読書感想文、レポート等を生成 AI に最初から作成させ、その内容を自らの成果物としてそのまま提出する
- ・ 生成 AI が生成した内容について、自ら確認や理解を行わず、そのまま提出又は発表する
- ・ 定期考査や小テスト等の評価活動において、定められたルールに反して生成 AI を利用する
- ・ 詩や俳句の創作、美術作品の制作等、児童生徒自身の感性や独創性を発揮することを主たる目的とする学習活動において、安易に生成 AI へ依存する
- ・ 実際には存在しない出典、引用、調査結果、実験結果、画像等を生成 AI に作成させ、事実に基づく情報であるかのように提出又は発信する
- ・ 他者の個人情報や著作物等を本人の承諾なく入力し、本人が作成又は発言したかのような表現物等を生成したり、他者を傷つける目的で利用したりする

### ④ 学習評価における留意点

生成 AI を利用した学習成果については、完成品だけで評価せず、生成 AI を使う前の自分なりの考え、利用目的や問い、生成結果との比較・検証、取捨選択や修正の理由、最終判断及び表現までの過程を評価する。併せて、最終的な自分の考えを、理由や根拠とともに自分の言葉で述べられるかを確認する。

各教科等で育成を目指す資質・能力と、生成 AI を活用する能力は原則として区別して評価する。生成 AI の活用能力を評価する場合は、それが当該授業の目標として事前に児童生徒へ示されている場合に限る。

重要な評価課題では、必要に応じて口頭説明、学習過程の記録、生成 AI を用いない再説明、生成 AI の画面を閉じた説明等を組み合わせ、本人の理解を確認する。

生成 AI を利用することによって、当該教科等で育成を目指す資質・能力を児童生徒自身が発揮したかどうかを十分に見取ることができない場合は、生成 AI の利用を制限するだけでなく、評価課題そのものや実施方法を見直す。その際、学習途中における形成的な評価とフィードバックを通して、児童生徒が自らの学習方法を調整できるようにする。

#### ⑤ 特別な支援を必要とする児童生徒等への利用

読み書き、意思表出、日本語指導等における生成 AI の利用は、単なる学年基準の例外ではなく、合理的配慮又は支援技術の一つとして位置付ける。本人の教育的ニーズ及び学習目標を踏まえ、必要な支援として適切に活用する。

### (5) 事前学習

全学年において、生成 AI が生成した情報に触れることを想定し、発達段階に応じた事前学習を行う。事前学習では、生成 AI の基本的な仕組み、誤情報や偏りを含む可能性、個人情報・著作権、生成結果を他の情報源で確かめること及び最終判断を人が担うこと等を扱う。

小学校第 5 学年以上の児童生徒が生成 AI 専用サービスを個別・直接に利用する前には、これまでの事前学習の内容を確認した上で、入力してはならない情報、適切な質問や指示の方法、出力の検証、本人による選択・修正及び問題が生じた場合の対応について改めて指導する。

生成 AI 専用サービスの個別・直接利用の開始後も、利用する機能や学習場面に応じて継続的に指導する。

### (6) 家庭・保護者との連携と見守り

学校教育における利用条件は、家庭における私的利用を一律に許可し、又は禁止するものではない。学校課題としての利用と、家庭における私的利用を明確に区分する。

児童生徒もスマートフォンを当たり前のように持ち、学校の管理外（放課後や休日、家庭等）で児童生徒が生成 AI に触れる機会が増加している。児童生徒の安全と学びを守るためには、学校や教職員が主体となって適切な使い方を示しつつ、家庭と役割を分担しながら連携・対応することが不可欠である。学校は、保護者に対して生成 AI の利活用目的や方針等の情報を提供し、不適切な利活用が行われないよう周知して理解を得るよう努める必要がある。

#### ① 学校と家庭の役割分担とルールの共有

学校での指導内容と家庭における利用ルールとの整合を図るため、教職員は本ガイドライン等を保護者と共有し、生成 AI の適切な利用に関する理解と協力を求めるものとする。その際、次の点に留意する。

- ・ 教職員は、教育活動において生成 AI を活用する場面と活用しない場面を明確に示すとともに、安全かつ適切な利用に関する指導を行う。
- ・ 家庭における生成 AI の利用環境や利用機会の違いによって、学習評価や学習機会に不公平が生じることのないよう十分に配慮する。

- ・ 必要に応じて保護者への説明の機会を設け、学校における生成 AI の活用方針や利用ルールについて分かりやすく周知するとともに、学校と家庭が共通理解の下で児童生徒を支援できるよう努める。
- ・ 家庭における私的利用は、各サービスの利用規約、必要な保護者同意及び家庭のルールに基づく。学校は、保護者に監督義務を課すのではなく、家庭向け資料を通じて注意事項や見守りの観点を示し、児童生徒との対話や家庭内ルールづくりへの協力を求める。

## ② 教師が課す課題における家庭での見守りへの支援

学校が課す宿題や提出課題等における生成 AI の利用は、教職員が課題ごとに利用を認め、利用目的、利用できる範囲及び条件を明確に示した場合に限る。家庭で自由に利用できるという包括的な許可とはしない。

- ・ 家庭学習では、生成 AI を利用しない選択肢を原則として保障し、その選択によって不利益が生じないようにする。生成 AI の活用自体が学習目標となる場合は、学校内で利用できる機会又は同等の学習目標を達成できる代替方法を設ける。
- ・ 学校課題で利用する場合は、原則として教育委員会が安全性を確認した学校指定のサービス及び学校管理アカウントを用いる。学校指定外のサービスを用いた私的利用は、学校による許可又は安全性の保証の対象外とする。
- ・ 学校は、家庭における私的利用を学校が追認又は保証するものではないことを明確にしつつ、私的利用であっても必要となる情報モラル、安全及び権利に関する教育を行う。
- ・ 児童生徒が生成 AI の利用に関して困りごとや不安を抱えた場合には、それを一人で抱え込むことなく、家庭や学校へ相談できる環境づくりに努める。

## ③ 私生活における適切な利用の促進と安全確保

生成 AI は学校外においても容易に利用できることから、児童生徒がその利便性とリスクの両面を理解し、安全かつ責任ある利用ができるよう指導することが重要である。また、学校外での利用が学校生活や人間関係に影響を及ぼす場合もあることから、学校と家庭が連携して見守りや支援を行う必要がある。そのため、教職員は次の点に留意する。

- ・ 個人情報や安易な入力、著作権の侵害、他者を傷つける文章の作成や不適切な画像加工、生成 AI によって作成した情報の拡散等に伴うリスクについて指導するとともに、一度公開・拡散された情報は完全に削除することが困難であることを理解させるなど、デジタル・シティズンシップ教育の充実を図る。
- ・ 生成 AI の利用に当たっては、法令や社会的なルールを遵守するとともに、他者の

権利や尊厳を尊重しながら責任ある行動をとることの重要性について指導する。

#### ④ トラブル発生時の対応と関係機関との連携

生成 AI の利用に起因するトラブルが発生した場合には、事実関係を適切に把握し、児童生徒の学びや成長につながる指導を行うことが重要である。また、重大な権利侵害や法令違反が疑われる事案については、学校及び教育委員会のみで対応することには限界があるため、必要に応じて関係機関と連携しながら対応する必要がある。そのため、教職員は次の点に留意する。

- ・ 宿題や提出課題における不適切な利用等のトラブルが発生した場合には、提出物の結果のみで判断するのではなく、生成 AI の利用状況や経緯について児童生徒から丁寧に聞き取りを行い、事実関係の把握に努める。また、必要に応じて速やかに保護者と情報共有を行い、連携して対応する。
- ・ 生成 AI の出力をそのまま提出するなどの不適切な利用が認められた場合には、児童生徒を一方的に責めるのではなく、その背景や理解の状況を踏まえながら、再提出や再学習の機会を設けるなど、学びの定着と適切な利用の習得につながる指導を行う。
- ・ 法令違反や権利侵害が疑われる事案については、学校及び教育委員会のみで解決を図るのではなく、事案の内容に応じて警察、法務局、児童相談所、家庭裁判所その他の専門機関と連携しながら対応する。
- ・ 重大な事案が発生した場合には、学校が関係機関と連携して対応することがある旨を、平時から保護者へ周知し、児童生徒の安全確保と適切な支援に向けた協力体制の構築に努める。

## 4 生成 AI の利用に当たっての注意事項

学校現場において生成 AI を安全かつ適切に利活用するため、教職員及び児童生徒は共通して以下の点に留意しなければならない。

### (1) 安全性及び法令遵守を踏まえた適正利用

生成 AI の利活用に当たっては、情報セキュリティや個人情報保護等の観点から安全性を確保するとともに、関係法令や各サービスの利用規約を遵守し、適正に利用することが重要である。そのため、教職員は次の点に留意する。

- ・ 生成 AI サービスを利用する際は、関係法令及び教育委員会が定める各種規程等を遵守するとともに、開発者又は提供者が定める利用条件の範囲内で適切に利用する。
- ・ 利用に当たっては、各生成 AI サービスの最新の利用規約を事前に確認し、年齢制限、保護者同意の要否、入力データの取扱い、生成物に関する権利関係その他の利用条件を十分に理解した上で活用する。
- ・ 生成 AI サービスの利用に際しては、サービスごとの機能や特性だけでなく、想定されるリスクや留意事項についても把握し、安全かつ責任ある利用に努める。
- ・ 教職員が校務において生成 AI を利用する場合は、原則として教育委員会が認める業務端末及びアカウントを使用するものとし、許可を受けていない私用端末又は個人アカウントを用いた業務利用は行わない。
- ・ 校務に関する情報を取り扱う場合は、情報セキュリティの確保を最優先とし、教育委員会が定める運用ルールに従って適切に利用する。

### (2) 情報セキュリティの確保と機密情報の適切な管理

生成 AI を安全かつ適切に利活用するためには、情報セキュリティの確保及び機密情報の適切な管理が不可欠である。教職員は、教育委員会が定める教育情報セキュリティポリシーその他の関連規程等を遵守するとともに、生成 AI サービスの特性やリスクを理解した上で利用する必要がある。そのため、教職員は次の点に留意する。

- ・ 生成 AI サービスを利用する際は、教育委員会が定める教育情報セキュリティポリシー、共通実施手順を遵守する。
- ・ 生成 AI への入力内容は、業務上必要な範囲に限定するとともに、機密性の高い情報の取扱いには十分注意する。
- ・ 生成 AI サービスの利用に当たっては、入力した情報や生成された内容の保存、共有及び管理についても適切に行い、情報漏えいの防止に努める。

### (3) 個人情報、プライバシー及び知的財産権等の保護

生成 AI の利活用に当たっては、個人情報やプライバシーの保護に十分配慮するとともに、著作権、商標権その他の知的財産権及び人格権等の権利を尊重することが重要である。教職員及び児童生徒は、生成 AI の利用が他者の権利や利益に影響を及ぼす可能性があることを理解し、責任ある利用に努める必要がある。そのため、次の点に留意する。

- ・ 生成 AI サービスへの入力情報は外部サービスに送信されるものであることを踏まえ、自身又は他者の氏名、住所、電話番号、顔写真、健康情報その他の個人情報やプライバシーに関わる情報を安易に入力しない。
- ・ 個人情報やプライバシーに関わる情報については、本人の同意の有無にかかわらず、その取扱いに十分配慮し、情報漏えいや不適切な利用の防止に努める。
- ・ 生成 AI による生成物を利用する際は、既存の著作物との類似性や依拠性の有無に留意し、著作権を侵害しないよう十分に確認する。
- ・ 授業の過程における利用については、著作権法第 35 条により著作権者の許諾なく利用できる場合があるが、学校ホームページへの掲載、保護者向け配布物への掲載、作品の公表又はコンクール等への応募など、授業目的の範囲を超えて生成物を利用する場合には、著作権侵害となる可能性があることに留意する。
- ・ 既存のキャラクター、作品名、作家名その他の固有名詞を用いて、特定の著作物に酷似した生成物を意図的に作成することは避ける。
- ・ 画像や文章等の生成に当たっては、商標権、意匠権その他の知的財産権を侵害しないよう留意するとともに、著名人等の氏名や肖像を不適切に利用しない。
- ・ 生成 AI を用いて虚偽の情報や実在する人物に関する不正確な情報を作成・拡散し、名誉毀損、プライバシー侵害その他の権利侵害を生じさせる行為は行わない。
- ・ 生成 AI の利用に当たっては、法令や社会的なルールを遵守し、他者の権利と尊厳を尊重する態度を育成する。

### (4) 公平性及び信頼性の確保

生成 AI は、大量のデータを基に回答やコンテンツを生成する仕組みであるが、その学習データや入力内容によっては、特定の属性に対する偏見や先入観を含んだ出力が生成される場合がある。また、事実に基づかない情報や不正確な情報が生成されることもあるため、生成 AI の出力を無条件に信頼することなく、内容を批判的に検討しながら活用することが重要である。そのため、教職員及び児童生徒は次の点に留意する。

- ・ 生成 AI の出力には、人種、性別、国籍、年齢、障害の有無その他の属性に関する偏見や不適切な表現が含まれる可能性があることを理解し、多様な価値観や人権を尊重する観点から内容を確認する。

- ・ 生成 AI の出力には、事実と異なる情報や根拠の不明確な情報が含まれる可能性があることを理解し、その内容を鵜呑みにしない。
- ・ 生成 AI が生成した情報を利用又は提供する際は、教科書、書籍、公的機関が公表する資料その他の信頼できる情報源を用いて事実確認（ファクトチェック）を行う。
- ・ 生成 AI の出力をそのまま意思決定や評価の根拠とするのではなく、複数の情報や視点を踏まえながら、人間による確認及び判断を行う。
- ・ 生成 AI の利用を通じて、情報の真偽や信頼性を主体的に見極める態度や、多面的・多角的に物事を捉える力を育成する。

## （５）透明性の確保及び関係者への説明責任

生成 AI の利活用に当たっては、その利用目的や利用方法を明確にするとともに、学校及び教育委員会が保護者その他の関係者に対して適切に説明責任を果たすことが重要である。また、生成 AI を活用して作成した成果物や文書等については、利用状況を適切に記録し、必要に応じて利用の事実を明示するなど、透明性を確保しながら運用する必要がある。

- ・ 生成 AI の導入及び利活用に当たっては、その目的、期待される効果、想定されるリスク等について整理し、保護者その他の関係者に対して適切な情報提供を行う。
- ・ 児童生徒が学習活動において生成 AI を利用する場合は、利用の目的や方法について事前に指導するとともに、必要に応じて保護者と情報共有を行う。
- ・ 生成 AI を活用して作成した教材、資料、通知文その他の成果物については、内容の正確性や妥当性を教職員が確認し、その責任を負う。
- ・ 学習課題、研究成果、報告書その他の文書において生成 AI の出力を引用又は活用した場合は、必要に応じて利用した生成 AI サービス名、利用日、利用方法等を明示し、情報の透明性を確保する。
- ・ 生成 AI の利用に関する問い合わせや説明の求めに対しては、利用の目的、方法及び確認の過程について説明できるよう、利用状況を適切に記録・管理する。
- ・ 生成 AI による出力をそのまま利用するのではなく、人間による確認及び判断を経た上で活用することを基本とし、最終的な責任は利用者及び学校が負うことを認識する。
- ・ 教職員は、学習課題を提示する際に、生成 AI の利用の可否及び申告方法を明示し、児童生徒が利用の事実を正直に示すことのできる環境づくりに努める。
- ・ 生成 AI を利用したことを適切に申告した児童生徒が、申告したことのみを理由として不利益を受けることのないよう配慮する。ただし、あらかじめ示された利用ルールに反した場合は、この限りではない。